

事 務 連 絡
平成 23 年 3 月 29 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(タイ産冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴー)

標記については、平成 22 年 3 月 30 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、タイ政府において残留農薬管理対策が講じられたことから、タイ産冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーについては、別途示す登録製造者で製造されたものについて、プロピコナゾールの検査命令を免除し、併せて別途指示するタイ政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されたものについては、クロルピリホスの検査命令を免除し、通常の監視体制にすることとしたので、同事務連絡の別添 1 の 2 を別紙 1 のとおりとし、別添 2 に別紙 2 に示す証明書様式を追加しますので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願ひします。